

第三十号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成三年七月江戸川区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「うえ」を「上、」に改め、同条第二項第三号中「第十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正により、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。